

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【公開番号】特開2006-45418(P2006-45418A)

【公開日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2006-007

【出願番号】特願2004-230651(P2004-230651)

【国際特許分類】

C 08 L 53/00 (2006.01)

C 08 K 5/521 (2006.01)

【F I】

C 08 L 53/00

C 08 K 5/521

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月16日(2007.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) 25 未満のガラス転移温度(T_g)を有する(メタ)アクリル酸エステルを主体とする重合体ブロック(a1)を少なくとも一つと、25以上(T_g)を有しあつ重量平均分子量が50000以下である(メタ)アクリル酸エステルを主体とする重合体ブロック(a2)を一つ以上有するアクリル系ブロック共重合体であって、該ブロック共重合全体の重量平均分子量が6000~70000の範囲であり、そして分子量分布が2以下であることを特徴とするアクリル系ブロック共重合体5~95質量部、

(B) 非ハロゲン系難燃剤95~5質量部(但し、アクリル系ブロック共重合体(A)と非ハロゲン系難燃剤(B)の合計量は100質量部である)および

(C) アクリル系ブロック共重合体(A)以外の熱可塑性樹脂を100質量部以下を含有する難燃性アクリル系重合体組成物。

【請求項2】

JIS K6253に準拠して測定したJIS-A硬度が30~95の範囲であることを特徴とする請求項1に記載の難燃性アクリル系重合体組成物。

【請求項3】

アクリル系ブロック共重合体(A)全体の重量平均分子量が20000~100000であり、アクリル系ブロック共重合体(A)が重合体ブロック(a1)と重合体ブロック(a2)のみから構成されることを特徴とする請求項1または2に記載の難燃性アクリル系重合体組成物。

【請求項4】

アクリル系ブロック共重合体(A)が、アニオン重合または原子移動ラジカル重合により得られた共重合体である請求項1~3のいずれか1項に記載の難燃性アクリル系重合体組成物。

【請求項5】

アクリル系ブロック共重合体(A)が、有機アルミニウム化合物存在下でのアニオン重合により得られた共重合体である請求項1~4のいずれか1項に記載の難燃性アクリル系重合体組成物。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5のいずれか 1 項に記載の難燃性アクリル系重合体組成物を用いた樹脂加工布帛。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 5のいずれか 1 項に記載の難燃性アクリル系重合体組成物を用いた電線被覆材。